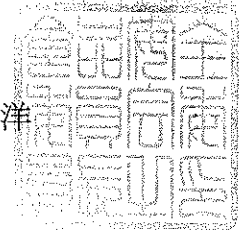




府 食 第 297 号
令和 2 年 3 月 24 日

農林水産大臣
江藤 拓 殿

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋



食品健康影響評価について（回答）

令和 2 年 3 月 17 日付け元消安第 3100 号をもって農林水産大臣から食品安全委員会に意見を求められた事項について、下記のとおり回答いたします。

記

今回意見を求められたニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン（シード）（ガルエヌテクト S95-NBL）については、その主剤である病原体による疾病として、「ニューカッスル病」及び「鶏伝染性気管支炎」がある。

このうち「ニューカッスル病」については、既に食品安全委員会の食品健康影響評価において、ヒトが濃厚に接触した場合、まれに急性結膜炎を起こすことがあるが、ニューカッスル病ウイルスが食品を介して感染したとする報告例はなく、本ワクチンに使用されているウイルス株は弱毒株であり、鶏に対しても病原性を示さないと評価されている。また、「鶏伝染性気管支炎」については、「人獣共通感染症とはみなされていない」と評価されている。なお、これらの評価に影響を与える新たな知見は得られていない。

さらに、本製剤の添加剤は、動物用ワクチンの添加剤として使用される限りにおいて、人への健康影響は無視できる程度と考えられると評価されたもの又は既に食品健康影響評価を受けた動物用医薬品に含まれるものと同様であり、含有量もこれらの添加剤の量以下である。

このことから、添加剤の使用状況及び既存の評価並びに本製剤の用法・用量を考慮すると、本製剤の含有成分として摂取した場合のヒトへの健康影響は無視できると考えられる。

したがって、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられることから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第 1 項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

以上